

北京三友知識産権代理有限公司

2006年第1号(全第48号) 2006年1月発行

深圳税関は、2005年に権利侵害事件183件を摘発

全国初のネットワーク攻撃事件で8848が百度を訴えた事件は棄却を言い渡される

中国の商標登録出願件数は、数年連続して世界一

オリンピック優勝者劉翔が権利保護に勝訴

中国企業のマドリッド国際商標登録が大幅に増加

深圳税関は、2005年に権利侵害事件183件を摘発

www.xinhuanet.com

深圳税関は、2005年、知的財産権の保護を大いに強化し、現在、既に摘発した権利侵害事件は183件、事件総額は2000万元にも近く、没収した各種模倣品権利侵害貨物は1100万余件にも及び、大量の権利侵害輸出入貨物を辺境の国境の内に防ぎ止めた。

2005年の初めから、深圳税関では、ある一種の稀な事件を摘発している。深圳の某企業の輸出に擬した一口の衣物は、なんと同時に二の商標専用権を侵害していた。深圳税関は、この企業が輸出を申告した4500着の登山服に“THE NORTH FACE”商標が無断で付され、米国ノースフェイス社が税関総署に届け出た商標専用権を侵害していることを発見した。その後ですぐに、税関取締職員は、さらにこれらの衣物の袖口等の部位にも“GORE TEX”商標が無断で付されており、米国ゴア社が税関に届け出た商標専用権を侵害していることも発見している。米国の商標権者二社が確認したところ、これらの輸出に擬された衣物は、権利侵害貨物に該当しており、法律に基づき没収された。

2006年フランスワールドカップが近づくにつれて、模倣品製造分子がFIFA商標を冒用した貨物がいくらか跋扈するようになっており、深圳税関がこれらの貨物に対する情報分析と監視、取締りを集中的に強化したところ、5月までに、蛇口港で“FIFA”商標を盗用したゲーム機1500台が摘発されてい



る。

深圳税関は、2005年に、輸出企業が授權委任状を偽造して、税関を欺いて権利侵害疑義のある運動靴を通過させた事件を初めて摘発してもおり、“ナイキ鉤図形”商標を盗用した男性用運動靴 8400 足を没収している。

深圳税関は、2005年に、香港税関との協力をさらに一層強化して、二国(特別行政区)間共同の取締活動を度々展開しており、国境を越えての権利侵害行為を効果的に摘発している。

全国初のネットワーク攻撃事件で 8848 が百度を訴えた事件は棄却を言い渡される

新浪網新浪科技頻道 2005-12-5

2005年12月4日、北京市第一中級人民法院は、原告北京珠穆朗瑪〔チョモランマ〕ネットワーク技術有限公司が、DDoS攻撃を引き起こすことによって不正競争行為を行ったとして被告北京百度网讯科技有限公司を訴えた事件について、公開して判決を言い渡した。原告が現に有する証拠には、特定性、排他性、唯一性を有さず、被告が本件攻撃行為を行ったことを証明できないことを理由として、第一審判決は、原告の訴訟上の請求を棄却した。

2005年1月21日18時過ぎから翌日21時頃、8848のウェブサイトでは、百度のウェブサイトが分散サービス妨害攻撃(DDoS攻撃)の手段を用いて、百度の検索エンジンの数千のウェブサイトの膨大なアクセス量によって、8848のサーバーを集中攻撃し、少なくとも26時間もの長時間に渡って、8848のウェブサイトが正常にアクセスされないようにし、インターネット市場のショッピングに正常に販売、支払いと決済をできないようにしていたことが発見された。そのため、8848は、百度を人民法院に訴え、1500万人民元の損害賠償を請求した。

北京市第一中級人民法院は、人民法院が確認した証拠に基づいて、2005年1月21日のおよそ18時22分頃に、原告のサーバーにおいて、百度の検索エンジンのウェブサイトからの大量の不正アクセスが発生し、原告のネットワークサーバーの不正アクセス現象を引き起こしたことがあると認めることができなくはない、と判断した。したがって、法廷では、事案の争点は、原告の証拠により被告が本件の攻撃行為を実行したことを証明できるか否かに整理された。原告のサーバー中に発生した大量アクセスの状況は、北京百度网讯科技有限公司のウェブサイトから直接にされたものではあり得ず、その検索エンジンのウェブサイトから来たものである。人民法院が主宰した検証結果では、百度の検索枠のソースコード系列のhtml書式ファイルが、検索エンジンのウェブサイトとの間で平文で転送され、転送される過程において、他人もまた百度の検索枠のソースコードを修正できることから、原告が現に有する証拠では、被告が本件の攻撃行為を実行したことを証明することができず、他人が百度の検索枠のソースコードを遮断、修正した可能性も排除できないことが証明された。

✿ 中国の商標登録出願件数は、数年連続して世界一

新華社発 【龍徳作成】

国家工商行政管理総局の統計	
現在まで	
・ 中国の商標登録累計総数	247 万件
2004 年	
・ 商標登録出願総件数	58 万 8000 件
2005 年上半期	
・ 商標登録出願総件数	31 万 4000 件
近年来、中国の商標登録出願件数は、連続して世界一を占める。	
2005 年以降	
・ 工商行政管理局系統で摘発された 商標権侵害事件の合計	2 万 2000 件
そのうち 渉外商標権侵害事件	3530 件
司法機関に送致された処分事件	132 件、116 人
・ 法律に基づく著名商標の認定	79 件

✿ オリンピック優勝者劉翔が権利保護に勝訴

人民法院は、**精品購物指南** が、悪意により劉翔の人格権を商業化する侵害をしたと認定

中国知識産権報 2005-12-23

社会の各界とニュースメディアの注目を集めた、オリンピック優勝者劉翔が、**精品購物指南** 新聞社等の団体によるその肖像権の侵害を訴えた事件は、先日、北京市第一中級人民法院により終審判決が言い渡された。北京市第一中級人民法院は、判決で、**精品購物指南** 新聞社に、判決が効力を生じてから

30日以内に、精品購物指南紙上で劉翔に対して公開謝罪し、具体的な内容については、北京市第一中級人民法院の審査を受けるべき旨を命令した。精品購物指南新聞社は、判決が効力を生じてから10日以内に、劉翔の精神的損害の慰謝料2万元を賠償する。劉翔のその余の訴訟上の請求は、棄却された。

閉廷後、北京市第一中級人民法院の本案を審理した高海鵬判事は、中国知識産権報記者の取材を受けたとき、次のように語った。人民法院は、厳正に当事者の訴訟上の請求に基づいて、審理と認定をするものである。劉翔は大衆的な人物であるから、事案自体についていえばさほど複雑ではないが、北京市第一中級人民法院は、審理の過程において非常に慎重に、合議廷により本案について数回に渡って検討、論証をし、本件の審理が最良の法的効果と社会的効果を達成できるように努めた。

中国企業のマドリッド国際商標登録が大幅に増加

中国知識産権報 2005-12-5

先日、記者が中華商標協会主催の“商標保護とマドリッド国際登録システムに関する特別講座”から知ったところによれば、中国企業の国際的商標保護意識は、次第に向上しており、マドリッド国際登録による商標数も大幅に増加している。

知るところによれば、2005年年初から8月までに、中国企業のマドリッド国際登録による商標数は、900件に達し、同時期の出願総件数の4%を占めており、同比23.8%が増加した。このほか、マドリッド国際商標登録による中国における保護の指定は、7873回に達し、同時期の増加幅は34%に達した。

1891年に始まった商標の国際登録に関するマドリッドシステムは、その優れた手続構造と締約国の増加によって、次第に権利者の好評を博しつつあるところで、近年来、商標の出願件数は、安定した増加傾向を呈している。ジュネーブにある世界知的所有権機関(WIPO)の高級法律顧問の一人が明らかにしたところでは、2005年9月までに、マドリッド国際商標登録を受けた者は、14万5000人に達し、効力を生じた国際登録は、合計44万件にも上る。このほか、世界知的所有権機関(WIPO)は、2005年に、既に2万2000件の国際登録出願を受け付けており、2005年末までには、この数字は3万4800件に達することが見込まれていた。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街35号
国際企業大廈A座16層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋4丁目
5番12号 岩田ビル5階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp